

研究報告

愛知県小牧市の特別支援学校における体育授業についての研究 ～体育授業に関わる教員の意識調査～

宮本靖義、服部紗和、新家里香、戸市美里、徳丸咲耶、長岡莉子

中部大学生命健康科学部理学療法学科

要 旨

特別支援学校では肢体不自由児に対し、身体を動かすことの経験を多く積み重ね、身体を動かすことの楽しさを実感させることを目的として体育授業が行われている。肢体不自由児の体育活動や運動は身体的な負担や障害の増悪等のリスクを懸念し敬遠される傾向がある。そのため、体育授業の種目や内容の検討、リスクなどに対して具体的な支援を行いながら生徒に身体を動かす機会を与える必要がある。特別支援学校教員の多くは医学的なリスク管理や健康管理において知識が不十分であるため体育授業に妥当性を見出せていない。【目的】本研究では、専門資格を有しない特別支援学校の教員がどのように体育授業の指導を行っているか、また学校としてはリハビリテーション職（以下、リハ職）などの専門家の必要性をどのように考えているかを明らかにすることを目的とする。【方法】対象は小牧特別支援学校の教員 20 名、調査項目は①経験年数②児童の重症度③授業実施頻度④授業計画方法⑤計画・実施の際の問題とした。【結果】対象施設では重症度の高い児童が増加しており、マンパワー不足やリスク管理が困難であるといったことが明らかとなった。【考察】特別支援学校にリハ職が常駐することで、体育授業の質の向上に繋がると考える。

1. はじめに

近年、平均寿命の延長や出生率の低下により少子高齢化が進行している。少子高齢化に伴い障がい^{※1}児数も同時に減少傾向にある。その反面、医療技術の発展により重度な障害を持って生まれた児の救命率が上がり、重度障がい児の割合は増加している（図 1）。社会環境面では、2004 年に改正された障害者基本法により、都道府県及び市町村に障害者福祉法の立案が義務づけられ、障がい児者の自立や社会参加が拡大された。このようなことを背景に、重度な障害を有する子供であっても特別支援学校に通学することが可能となった。

2012 年に施行されたスポーツ基本法では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にス

ポーツを行うことが出来るよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ、推奨されなければならない。」とされている。スポーツ基本法に基づき、同年にスポーツ基本計画を策定し、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適正等に応じてスポーツに参加することが出来る環境を整備すること」を基本的な政策課題として、障がい者スポーツの推進を図っている（文部科学省）。その他にも障がい者の運動やスポーツを推奨する背景として、障害者権利条約（2008）や障害者基本法（1970）、障害者差別解消法（2013）が挙げられる¹⁾。これらを基に、現在は障がい者・児のスポーツが推奨されるようになった。

そのような状況にも関わらず、運動やスポー

ツを実施している障がい児は少ないのが現状である。芝原らは「医療的ケアが必要ない軽症例であっても、学校外で運動やスポーツを行っている障がい児は 35.8%と半数以下である」と報告している²⁾。このことから、障がい児の運動する機会は学校での体育授業が最も多いのではないかと考えた。

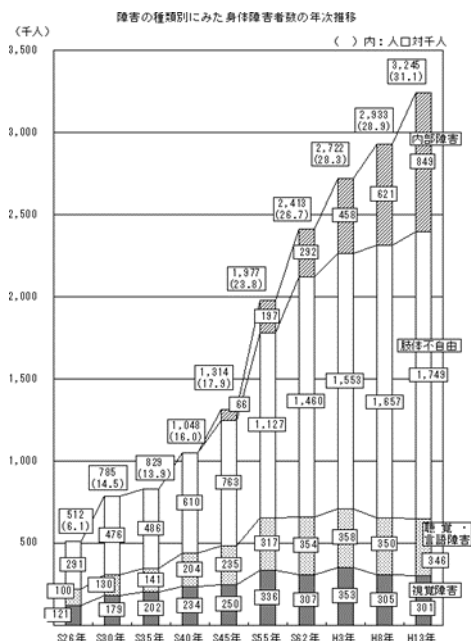


図1 障害種別全国の障がい児・者の推定人数
(身体障害児・者実態調査：厚労省)

特別支援学校とは、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする場であり、運動機能の向上を図るための指導が特色として挙げられる（文科省）。

その中で、文部科学省は体育授業の目標を「心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るい生活を営む態度を育てる。」としている。

一般的に、幼少期からの身体活動は筋骨格系だけでなく呼吸循環器系、神経系、内分泌系などの成長発達に必要不可欠である。幼児期運動指数(文部科学省 2012)では、幼児期から身体を動かすことが心身の健康基盤となり、活動する際の他者との関りを通して意欲的な心や認知的能力、社会適応能力の成長にも影響すると述べている³⁾。これは障がい児においても同様であり、幼児期から障がいの種別や程度に応じたスポーツ活動を推奨し、社会参加を促していく必要がある。運動やスポーツの習慣が定着すれば、将来の生活の質(QOL)や日常生活における自立度へ影響する。運動やスポーツ経験が心理的な発達に与える影響は大きい。運動は思考能力や他者との関り、コミュニケーション能力などの社会性の成長に重要である。スポーツによる成功体験から得られた有能感は、障がい児の自立心や自信へとつながり、社会参加を育む助けとなる⁴⁾。さらに、障がい児は健常児に対して低活動となりやすく、より積極的に運動やスポーツを実施するようにしていく必要があり、体育授業の重要性は高いと考えられる。

今回対象とする小牧特別支援学校では、体育授業に関して学内の教員が行っている。しかし、特別支援学校には医師・看護師、リハビリ職などの医療従事者の常勤配置が義務付けられておらず、指導内容やリスク管理も同教員が担っている。この現状に対し、地域・医療機関との連携や自立活動についての報告は多く存在するが、体育授業に関する報告は少ない。

本研究では、特別支援学校の体育授業に関わる教員が、体育授業を実施する上で考えられる課題をどのように意識しているかを明らかにする。

体育授業は全ての学校教育で実施される科目であり、前述のように運動することによる心身機能の維持・発達を目的とするものである。一方で自立活動は特別支援学校特有の科目であり、生徒1人1人が自立することを目的とし

て行われる。その内容は障害による学習上及び生活上の困難を改善・克服する指導である。自立活動でも身体的なアプローチを実施することは多いが、運動を目的とするものではない。
※1「障がい」と「障害」の表記の混在については、人の状態を表現していない場合、固有名詞の場合、法令などで使用する場合に「障害」を使用する。

II. 対象と方法

1. 対象

対象施設は愛知県小牧特別支援学校の1校とする。対象者はK特別支援学校の体育授業に関わる教員20名とする。

2. 方法

体育授業について紙面によるアンケート調査を実施した。調査項目は①体育授業を担当した経験年数、②担当児童の重症度(分類には重度心身障害児の区分法である「大島の分類」を用いる)、③1週間の体育授業時間数、④体育授業内容の計画立案に関する医療専門家の関与度合、⑤体育授業実施に関する問題点についての5項目とする。

3. 危険性・不利益の考慮

危険・不利益は予測されない。アンケート調査の実施についてはK特別支援学校から承諾を得ている。アンケート内容については学校側に開示しないことから、協力者への不利益は生じないと考える。

III. 結果

今回は対象施設において体育授業に関わる教員にアンケート調査を行った。

質問①体育授業を担当した経験年数では、今回アンケートに回答した教員は4年～14年と比較的経験年数が少ない教員が多かった。

21	22	23	24	25	70以上	知能指数
20	13	14	15	16	50-69	
19	12	7	8	9	35-49	
18	11	6	3	4	20-34	
17	10	5	2	1	1-19	
走れる	歩ける	歩けない	座れる	寝たきり		運動能力

図2 大島の分類

質問②担当した児童の重症度については「大島の分類」を使用し把握した。「大島の分類」は元東京都立府中療育センター院長である大島一良博士により考案された、重度心身障がいの区分法である(図2)。知能指数(IQ)と運動能力により障害の程度を判定する。そもそも重度心身障害とは、児童福祉法(2012)により、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態である。大島の分類(図2)では赤色の範囲(1～4)に入るものを重度心身障がい者と判定する。周辺児とは重度心身障がい児の定義には当てはまりにくい、①絶えず医学的管理下に置くべきもの、②障害の状態が進行的だと思われるもの、③合併症のあるものの多くである。大島の分類(図)では青色の範囲(5～9)に入るものを周辺児と判定する⁵⁾。

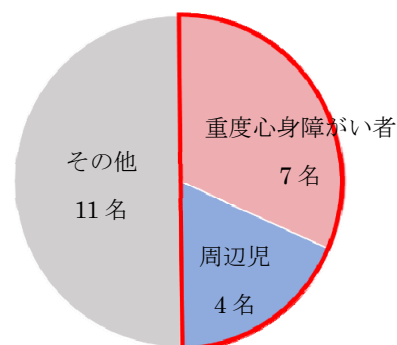


図3 対象施設における児童の重症度

1つ目の問題点は「重度障害を有する生徒の増加」である。図1は1951年から2001年までの障害種別にみた身体障がい者数の年次推移である。全体的な障がい者は年々増加傾向にある。その中でも肢体不自由障害を有する障がい児・者は最も増加していることが分かる。近年、医療技術の発展などから重度障がい児の救命率は増加しており、図以降の障害者が増加していることが予想される。

図3は対象施設の生徒の重症度を大島の分類に当てはめたものである。図の円グラフを見ると22人中11人が重度心身障がい者または周辺

児であり、教員による介助を多く必要とする生徒が多く存在することが分かる。

2 つ目の問題点は「体育授業計画時に専門職に相談できない」ことである。質問④体育授業内容の計画立案に関する医療専門家の関与度合では、アンケートに回答した教員全員が保護者と相談すると回答し、最も多い結果となった。次いで、先輩・同僚教員に相談するという回答が多かった。一方で、専門職に相談して計画すると回答した教員は1名のみで、専門職に相談したくても困難である現状が明らかとなった。

3 つ目の問題点は「体育授業の質と量の問題」である。質問③1 週間の体育授業時間数から、小学部は週に2回、中学部は週に2回、高等部は週に3回であった(※中学部・高等部は保健授業を含む)。しかし、これは時間割上の時間数であり、体育としての最適な授業を行うことは困難で実質0回であるという回答があった。その他にも、「自発的な運動は困難であるため教員が動かすのみである」「重度障害を有する生徒は自立活動と同様の内容となってしまう」という意見があった。

4 つ目の問題点は「リスク管理が困難である」というである。特別支援学校では医療従事者の常勤配置が義務付けられていない。そのため体育指導は教員のみで行うこととなる。しかし、上記の問題点からリスクの高い状態の生徒が増加しているにもかかわらず、学校教員がリスク管理を行わざるを得ない状況を強いられている。質問⑤体育授業実施に関する問題点から、対象施設の教員は進行疾患や禁忌事項の多い疾患などを有する生徒に対し、リスク管理が困難となっていると実感している。

5 つ目の問題点は「マンパワー不足」である。上記の問題点から介助量やリスク管理の必要性が高くなると、教員の人手が必要となる。特に移乗や教室移動に人手を必要とし、授業実施時間が不足している。

IV. 考察

特別支援学校の体育授業に関わる教員に対し、体育授業を実施する上で考えられる課題をどのように意識しているかを明らかにした。

アンケート結果から、対象施設では重度障害を有する生徒が増加しているが、体育授業に関して専門職に相談することができていない。そのため対象施設の教員は、重度障害を有する生徒の授業の質の低下や授業時間不足、リスク管理の困難さ、マンパワー不足を実感していることが明らかとなった。

この問題に対して、教員が実感している問題点や専門職の必要性を理学療法士・作業療法士協会に訴えかけるなどの啓蒙活動を行うことが重要であると考え。冒頭で紹介したように、障害者・児に関する法律や制度は年々増加している。愛知県は歩行訓練士、作業療養士、理学療法士、言語聴覚士等の特別支援学校への配置を検討するとしている⁶⁾。しかし、特別支援学校における医療従事者の常勤配置は義務化されておらず、特別支援教育の問題は未だ解決していない。

対象施設では1年間に4回、外部から理学療法士・作業療養士を招き、自立活動に関する相談を行っている。しかし自立活動のみの相談であり、体育授業に関する問題は相談できていない。さらに、この活動は対象施設独自で行っているものであり、法律や制度によって定められている活動ではない。この問題の解決策としては、法律や制度を整備し、全ての特別支援学校がリハ職に相談できるようにすることが望ましい。しかし、現時点で法律や制度を整えることは難しいため、教員が本研究の結果から明らかとなった問題点を教育機関や医療機関に訴えることが必要であると考え。現在、対象施設で行われている自立活動相談の機会を増やし、体育授業やその他授業に関する相談を専門職に相談できるようにすることが良いと考える。そして、特別支援学校教員とリハ職が連携

する一例として特別支援学校の問題解決に役立てていきたい。

特別支援学校におけるリハビリテーション職の必要性は多く報告されている。しかし、現状で特別支援学校(肢体不自由)に関わる教員は全国の理学療法士の中でもごく僅かであり⁷⁾、多くの特別支援学校が同様の問題を抱えていると考えられる。一方で医療技術の発展や障がい者に関する制度・法律が増加していることから、今後も障がい者・児数は増加すると予想され、特別支援学校の問題はさらに顕著になると予想される。まずは、この問題に対する啓蒙活動を行い、教育・医療・行政の各分野で理解を得ることが解決の一步になると考える。

V. 結語

本研究では、特別支援学校の体育授業に関わる教が体育授業を実施する上で考えられる課題をどのように感じているかを明らかにすることを目的とした。

調査結果を踏まえ、我々も理学療法士を目指す学生として、病院のみならず様々な場で理学療法士が必要とされていることを確認した。

V. 理学療法研究としての意義

本研究では肢体不自由児を中心とする特別支援学校における体育授業に関する問題についての調査を通し、そこに内在する問題の一端を明らかにすることができた。理学療法士が行う連携の在り方を検討する上で有効な情報と考える。

引用文献

- 1) 後藤悦子ら 地域スポーツ指導者が直面する困難—特別な配慮が必要な子どもへの指導と通して— 応用心理学研究 47(3)、178-189、2022-03-31
- 2) 芝原ら 肢体不自由児の体育・スポーツ活動の現状と課題 理学療法学 Supplement2012(0)、48100308-48100308、2013
- 3) 公益社団法人 日本理学療法協会
- 3) 文部科学省 幼児期運動指針策定委員会：幼児期運動指針ガイドブック—毎日楽しく体を動かすために—(2012)
- 4) 上出杏里 障がい児からみた障がい者スポーツの課題 The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine 54 (1), 46-54, 2017 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会
- 5) 厚生労働省 重度心身障害者施設に関連する説明資料および要望事項 日本重症児福祉協会(2008)
- 6) 愛知県 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況(2023)
- 7) 公益社団法人 日本理学療法士協会 統計情報(2023)

Title: Research on physical education classes at special needs schools in Komaki City, Aichi Prefecture ~Survey on the attitudes of teachers involved in physical education classes~

Author(s): Yasunori Miyamoto

Address(es): Chubu University, 1200 Matsumoto-cho, Kasugai, Aichi 487-8501, Japan.

Keywords: Special needs school、physical education class、limbs are not free